

2024年6月3日

株主各位

第102回定時株主総会招集ご通知に際しての
その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)

- 事業報告のうち以下の事項
 - ・企業集団の現況に関する事項のうち、
事業の経過及びその成果
対処すべき課題
財産及び損益の状況
主要な事業内容
主要な営業所及び工場
従業員の状況
主要な借入先及び借入額
 - ・株式に関する事項
 - ・会社役員に関する事項のうち、
社外役員の主な活動状況
社外役員の報酬等の総額等
責任限定契約の内容の概要
 - ・会計監査人に関する事項
 - ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告書

第102期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

S M K 株式会社
(証券コード 6798)

企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、サービス分野のリバウンド需要、底堅い個人消費の下支えなどにより比較的安定した動きとなりました。一方、ウクライナ情勢やイスラエル・ハマス紛争による地政学リスクの高まり、中国における不動産市況低迷を要因とした景気減速など先行きの景況感は依然不透明な状態が続いております。製造業においては半導体・原材料調達難は解消方向に転じましたが、市場の在庫調整は依然として継続しました。また、日米の金利差を反映し、一段と円安が進行することとなりました。

当電子部品業界におきましては、全体的に市況は低調に推移しました。車載市場では、半導体不足の緩和に伴い回復軌道に向かいましたが、在庫調整の影響により力強い回復には至りませんでした。情報通信市場では、スマートフォン、タブレットなどは欧米における買い替えサイクルの長期化、中国経済の低迷などにより低調に推移しました。家電市場では、住宅設備機器、エアコンなどが巣ごもり需要の反動減やサービス消費へのシフトなどに伴う在庫調整により低調に推移しました。産機市場は半導体関連などの一部で需要増はあるものの、FA・設備関連が中国経済の減速などにより低調に推移し、総じて厳しい状況が続きました。

当社グループでは、部材の安定調達を徹底し、顧客需要に即応した安定的な製品供給を維持すると共に、積極的な新製品の投入とコスト削減に努めたものの、家電市場及び車載市場における主要得意先の在庫調整が想定以上に継続したこと、情報通信市場における主要得意先の新製品立ち上げが遅れたことから、当連結会計年度の売上高は465億2千2百万円(前期比15.2%減)、営業損失は12億4千3百万円(前期は営業利益11億2千8百万円)となりました。経常利益は2億2千6百万円(前期比91.0%減)、親会社株主に帰属する当期純損失は4億8千9百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益13億3千4百万円)となりました。

セグメント別売上実績

(単位：百万円)

セグメント	第101期(前期)	第102期(当期)	対前期増減率
CS事業部	19,997	20,586	2.9%
SCI事業部	34,482	25,536	△25.9%
開発センター	339	387	14.2%
その他	23	11	△50.1%
合計	54,842	46,522	△15.2%

セグメント別の概況

・CS事業部

主要製品：コネクタ（同軸、基板対基板、FPC）、ジャック

コネクタは、車載市場においては、カメラ関連が堅調に推移したことに加え、電装品関連などが拡大したことにより、前年を上回りました。情報通信市場では、米国顧客向けタブレット関連の需要が減少しましたが、中国顧客向けスマートフォン関連の需要が年間を通して好調を維持し、前年を上回りました。一方、家電市場ではアミューズメント関連が市場の在庫調整の影響で前年を下回りましたが、CS事業部全体としては前年を上回る結果となりました。

この結果、当事業の売上高は205億8千6百万円(前期比2.9%増)、営業利益は10億9千5百万円(前期比22.5%増)となりました。

・SCI事業部

主要製品：リモコン、スイッチ、カメラモジュール、タッチセンサー

家電市場では、主力のリモコンにおいてサニタリー用は順調に拡大しましたが、住設・エアコン用は市場での販売不振の影響を受け、前年より縮小しました。また、車載市場では、主要顧客の在庫調整が想定以上に継続し、操作ユニット・タッチセンサーが前年より縮小しました。

SCI事業全体として、市場の落ち込みおよび主要顧客の在庫調整が想定よりも長期化したことが響き、前年を下回る結果となりました。

この結果、当事業の売上高は255億3千6百万円(前期比25.9%減)、営業損失は21億4千5百万円(前期は営業利益3億9千3百万円)となりました。

・開発センター

主要製品：無線モジュール、NFCアンテナ

開発センターの主力事業、無線通信モジュールの売上の中心であるBluetooth®モジュールにおいて、決済端末用、医療機器用は前年を割り込

みましたが、モバイルプリンター用は拡大しました。また、Sub-GHz RFモジュールについても、照明機器用が拡大し、開発センター全体として前年を上回る結果となりました。

この結果、当事業の売上高は3億8千7百万円(前期比14.2%増)、営業損失は1億8千4百万円(前期は営業損失1億6千万円)となりました。

2. 対処すべき課題

世界経済は、米国経済の底堅さや新興国経済の底強い成長により、2024年は緩やかに回復する見通しであるものの、米国インフレの再燃リスク、中国経済の落ち込み、地政学リスクなど、依然として不透明な状況の継続が予想されます。当社グループは、斯かる環境下、お客様のニーズに適確に対応するとともに、積極的な新製品投入と一層の原価低減、経費削減に努めてまいります。

当社は2025年4月に創立100周年を迎えます。当社を巡る事業環境は、車載市場におけるCASEの進展、情報通信市場における5Gの普及、IoT技術の急速な進化など著しく変化しております。次の100年に向けてこれらの環境変化に適確に対応し、持続的な企業価値向上を実現していくために、長期ビジョンを「あらゆるニーズを実現する“ものづくり力”で次の100年に貢献する」と明確化すると共に、そのマイルストーンとして、今期からの3年間で計画期間とする中期経営計画「SMK Next100」を策定しました。中期経営計画を着実に実行し、売上・利益の持続的成長の実現に向けた取り組みと経営基盤の強化並びに、資本・財務戦略の高度化を進め、企業価値の最大化を図ってまいります。

3. 財産及び損益の状況

区 分		期 別	第99期 (2020.4～ 2021.3)	第100期 (2021.4～ 2022.3)	第101期 (2022.4～ 2023.3)	第102期(当期) (2023.4～ 2024.3)
売上高	(百万円)		48,560	48,243	54,842	46,522
営業利益又は営業損失(△)	(百万円)		1,070	703	1,128	△1,243
経常利益	(百万円)		2,601	3,413	2,503	226
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(百万円)		1,917	2,992	1,334	△489
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)		297.92	472.14	209.12	△75.00
総資産	(百万円)		50,332	54,794	56,365	58,444
純資産	(百万円)		27,751	30,643	32,274	32,143

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均株式数に基づき算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第100期の期首から適用しており、第100期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

4. 主要な事業内容

当社の企業集団は情報通信、家電、車載、産機向け市場等に使用される電子部品の製造販売を主要な事業としております。当社の企業集団の製品別事業部の主要製品は次のとおりであります。

事業部	主要製品
CS事業部	コネクタ(同軸、基板対基板、FPC)、ジャック
SCI事業部	リモコン、スイッチ、カメラモジュール、タッチセンサー
開発センター	無線モジュール、NFCアンテナ

5. 主要な営業所及び工場

①当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都品川区	富山事業所	富山県富山市
大阪支店	大阪府大阪市	ひたち事業所	茨城県日立市
名古屋支店	愛知県名古屋市		

②子会社

名称	所在地	名称	所在地
SMK Electronics Corporation, U.S.A.	アメリカ合衆国 カリフォルニア州 チュラビスタ市	SMK Electronics (Dongguan) Co., Ltd.	中華人民共和国 広東省東莞市

6. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,104名	503名減

7. 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	4,466百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,650百万円

株式に関する事項（2024年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 19,596,127株
2. 発行済株式の総数 7,200,000株
(自己株式846,508株を含む)
3. 株主数 6,006名

4. 大株主（上位となる10名の株主）

順位	株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
1	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	612	9.65
2	SMK協力業者持株会	518	8.17
3	公益財団法人昭和池田記念財団	359	5.66
4	大日本印刷株式会社	320	5.04
5	日本生命保険相互会社	307	4.84
6	SMK社員持株会	269	4.24
7	株式会社みずほ銀行	167	2.64
8	株式会社日本カストディ銀行(信託口)	150	2.37
9	明治安田生命保険相互会社	137	2.17
10	池田 彰孝	130	2.05

(注) 当社は自己株式846千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しており、また、上記持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には役員株式給付信託が保有する当社株式40千株を含めております。

会社役員に関する事項

1. 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	中村利雄	当期中に開催の取締役会の100%に出席し、必要に応じ、経済産業行政における豊富な経験に基づき、議案審議等に関して発言を行っております。また、取締役会等を通じて必要な情報を収集し、独立した客観的立場から経営の意思決定と業務執行の監督に務めております。
取締役	石川 薫	当期中に開催の取締役会の100%に出席し、必要に応じ、国際情勢に関する深い見識と外交官としての豊富な経験に基づき、議案審議等に関して発言を行っております。また、取締役会等を通じて必要な情報を収集し、独立した客観的立場から経営の意思決定と業務執行の監督に務めております。
監査役	福井盛一	当期中に開催の取締役会、監査役会にはともに100%出席しました。取締役会においては、必要に応じ、金融機関での知識・経験に基づき、議案審議等に関して発言を行っております。また、監査役会においては、重要事項の協議等を行っております。
監査役	中島 成	当期中に開催の取締役会、監査役会にはともに100%出席しました。取締役会においては、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から、議案審議等に関して発言を行っております。また、監査役会においては、重要事項の協議等を行っております。
監査役	西村文男	当期中に開催の取締役会、監査役会にはともに100%出席しました。取締役会においては、必要に応じ、金融機関での知識・経験に基づき、議案審議等に関して発言を行っております。また、監査役会においては、重要事項の協議等を行っております。

2. 社外役員の報酬等の総額等

	支給人員	報酬等の額	子会社からの役員報酬等
社外役員の報酬等の総額等	5名	30百万円	—

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は、当社定款及び会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①報酬等の額	60百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60百万円

(注)1. 監査役会は、最近時の監査実績の分析・評価・監査計画における監査時間・配員計画・会計監査人の職務の遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき会社法第399条第1項の同意を行いました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提出いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況は、次のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社及びその子会社から成る当社グループは、「企業理念・行動指針」並びに「企業行動憲章」の実践規範として「SMKグループ社員行動規範」を定めているが、当社グループの役員及び使用人は、企業の自由な競争下において、法令等の遵守とともに、高い倫理観を持った行動が求められる。

このため、CSRの前提としてのPSR（Personal Social Responsibility）の意識を徹底させることが前提であり、社員教育の推進と違反行為の防止・予防を目的とする「コンプライアンス委員会」、並びに、内部通報窓口として、法務室及び外部弁護士を窓口とし、かつ、匿名性を保証する「SMK倫理ヘルプライン」を設置したが、今後さらに制度の円滑な運用と、より強固な体制づくりを進めて行く。また、当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断する。なお、反社会的勢力による不当要求に備えて、警察、弁護士等の外部専門機関と連携を強化している。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

当社の株主総会や取締役会議事録は、株主の閲覧請求等に常に対応できるように担当の法務室は適正に保存及び管理しておかなければならない。当社の取締役の職務の執行にかかる各種会議、稟議・指示事項等の文書の取扱いは、運用マニュアル等に基づき、その経緯・実施状況を正確に記録し担当部門が保存しておくとともに、その後の管理水準の向上に資するものでなければならない。また、各業務マニュアルの制定・改廃等は、関係部門と協議し、「規程管理規程」に基づき迅速に行われなければならない。当社の取締役及び監査役は、常時これらの状況を把握するとともに、報告もれや誤りがないかどうか担当者等に照会・質問し、不都合な事項は速やかに指摘するなどして、今後の管理水準の向上に努めなければならない。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動に伴い発生する経営リスク、並びに自然災害等、当社グループの財産及び当社グループの社員の安全を脅かす事象が発生した場合には、社長を委員長とする「危機管理委員会」が、「危機管理規程」に従い、当社グループの事業の継続に向けた迅速な復旧を行う。更に、予防的な措置についても十分配慮しなければならない。

また、当社グループの各総務部・人事部は緊急時の連絡・対応方法の周知徹底とそれらの適切な見直し、当社グループの従業員との十分な意思の疎通などを図っていかなければならない。

また、当社グループの各担当部門は次の諸点のチェック体制を強化しなければならない。

- (1) 「内部通報制度」の活用による事故等の未然防止と実効性ある運用
- (2) 個人情報その他内部情報及びデータ管理の徹底
- (3) 環境汚染物質の使用禁止、製造不良やデッドストックの削減による経営効率の向上と産業廃棄物の減少
- (4) 「安全保障貿易管理委員会」を中心とする輸出禁止製品等の取扱いの厳格化
- (5) その他、取締役会において重大と判断したリスクの管理

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会等において承認された月・年次の経営諸計画の遂行状況について、当社の経営企画室及び財務企画部は、当社グループの連結業績、部門・事業所別業績、個別不採算製品の申請・承認、その他資金・設備投資・経費等の実施状況について、当社の取締役会等において定期的に報告し、非効率または業務改善の必要性を指摘し、業務の効率性及び管理水準の向上に努めて行かなければならない。また、当社グループの組織・人員の配置については、市場の変化等に弾力的に対応して、適材適所に配置していくこととする。また、社外における経験豊富な人材を社外取締役に登用し、活用・補完していくものとする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、現在の海外ビジネスの展開に至るまで、1970年代から主として海外の現地法人化によるTN（トランスナショナル）経営を進めてきたので、連結中心の経営体制が定着してきた。従って、個別企業の適用法令・管理方法に加えて、企業集団を前提とする横断的なTN管理方法を前提とした諸規程の適用、及び管理体制を継続していく。このため、会社間取引及び諸種のデータ間に齟齬が生じないよう、子会社担当役員及びシステム開発部担当役員は検証しなければならない。また、公表財務諸表との有機的結合が可能となるよう、財務企画担当役員は各種データ及びデータ間の検証を行い、公表財務諸表の正確性を確保して行かなければならない。子会社担当役員及び財務企画担当役員は、子会社の内部統制組織の整備・改善を指導しなければならない。そのため、当社の取締役会等は、当社グループの連結業績、部門・事業所別業績、個別不採算製品の申請・承認、その他資金・設備投資・経費等の実施状況について、定期的に報告を受けるものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、その使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社監査役の独立性を尊重することが、経営の安定性、リスクヘッジにつながると認識するので、当社監査役会の体制及び当社監査役の業務の執行には全面的に支援・協力する方針である。また、当社監査役を補助すべき使用人を置く場合は、当社監査役会の推薦または同意の上配属し、人事評価及び異動等については、事前に当社監査役会の意見を聴取して実施する。なお、その使用人には、監査役の指示による調査の権限を認める。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人等の監査役への報告に関する体制並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社取締役会、その他の重要な会議には当社監査役が出席し、当社グループの取締役及び使用人が議案の説明及び報告を行う。当社監査役は議案の審議内容をチェックするとともに、当社グループの各取締役会規則等に定める提出議案がもれなく提出されているかどうかについて、日常業務を担当する当社グループの取締役その他の役員及び使用人から、担当取締役と同一レベルで、当社グループの資料の提出、意見の聴取を行うことができる。当社監査役から説明を求められた当社グループの取締役その他の役員及び使用人も拒否することができないなど、当社監査役の職務執行の妨げとなる一切の障害を排除する体制を保証するものとする。また、当社監査役に報告をした当社グループの取締役その他の役員及び使用人が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を保証するものとする。なお、当社各監査役に伝達すべき情報を入手した当社監査役は、当社監査役会において報告をしなければならない。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役がその職務の執行について生ずる費用又は債務については、通常の監査費用は予算化するとともに、いわゆる有事の際の費用については、監査役職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社が負担するものとし、必要に応じて前払も行うことができるものとする。

9. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役職務の執行は、当社取締役から独立した立場で監査手続を実施できることを保証する。このため、当社監査役職務の独立性を阻害する制度等は一切排除することを保証しなければならない。会計監査人との連携を阻害する事項も、一切排除することを当社取締役は保証しなければならない。また、監査役は必要に応じて弁護士その他の社外専門家を活用することができる。

(業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況)

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しております。

コンプライアンス及びリスク管理に関する取り組みとしては、「SMKグループ社員行動規範」を定め、当社グループ社員一人ひとりが責任ある行動をとることを求めるため、定期的な見直し及び教育を実施しております。この規範と合わせて、社内外に通報窓口を置く「SMK倫理ヘルプライン」の開設、並びに定期的開催するCSR委員会およびコンプライアンス委員会において、法令違反、不正行為の未然防止及び早期発見に取り組んでおります。またリスク管理については危機管理委員会を設け、リスクマネジメント体制の整備・運用状況を定期的に確認しております。

監査役職務の執行に関する取り組みとして、監査役は取締役会を含む重要な会議に出席し、代表取締役と情報や意見の交換を行っております。また、会計監査人との関係においては、監査計画の説明、四半期レビューの結果報告、監査報告において、情報や意見の交換を行っております。

内部監査は、内部監査室が監査計画に基づき、当社グループの内部統制監査、業務監査を実施し、当社の事業活動が法令及び諸規程に準拠し、適正かつ効率的に運営されていることを確認しております。また、その結果を定期的に監査役会に報告しております。

連結貸借対照表（2024年3月31日現在）

（単位：百万円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	33,824	流動負債	15,371
現金及び預金	10,258	支払手形及び買掛金	4,702
受取手形	50	短期借入金	5,840
電子記録債権	3,132	リース債務	504
売掛金	10,039	未払金	1,801
商品及び製品	3,424	未払法人税等	270
仕掛品	592	賞与引当金	572
原材料及び貯蔵品	5,240	役員賞与引当金	1
その他	1,150	買付契約評価引当金	107
貸倒引当金	△64	その他	1,571
固定資産	24,619	固定負債	10,929
有形固定資産	15,328	長期借入金	7,022
建物及び構築物	4,245	リース債務	997
機械装置及び運搬具	2,830	繰延税金負債	2,005
工具、器具及び備品	954	役員退職慰労引当金	132
土地	5,819	退職給付に係る負債	37
リース資産	3	役員株式給付引当金	27
使用権資産	1,434	その他	705
建設仮勘定	39	負債合計	26,300
無形固定資産	130	純資産の部	
その他	130	株主資本	30,276
投資その他の資産	9,160	資本金	7,996
投資有価証券	4,327	資本剰余金	12,057
長期貸付金	90	利益剰余金	13,253
退職給付に係る資産	3,788	自己株式	△3,030
繰延税金資産	149	その他の包括利益累計額	1,866
その他	900	その他有価証券評価差額金	1,159
貸倒引当金	△94	繰延ヘッジ損益	△70
		為替換算調整勘定	△497
		退職給付に係る調整累計額	1,274
		純資産合計	32,143
資産合計	58,444	負債純資産合計	58,444

連結損益計算書（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目		金 額	
売 上 原 高 価			46,522
売 上 原 高 価			39,094
売 上 総 利 益			7,427
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			8,671
営 業 損 失			1,243
営 業 外 収 益			
受 取 配 当 金		102	
受 取 配 当 金		64	
不 為 替 貨 差		987	
そ の 他		1,089	
営 業 外 費 用		201	2,445
支 払 利 息		156	
不 動 産 賃 貸 原 価		581	
投 資 事 業 組 合 運 用		112	
そ の 他		125	975
特 別 常 利 益			226
特 別 常 利 益			
固 定 資 産 有 価 証 券 売 却 益		183	
固 定 資 産 有 価 証 券 売 却 益		273	
そ の 他		1	459
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損 失		72	
減 資 損 失		562	
特 別 有 価 証 券 評 価 損 失		1	
特 別 有 価 証 券 退 職		102	739
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失			53
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税			233
法 人 税 等 調 整 額			201
当 期 純 損 失			489
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失			489

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	7,996	12,057	14,730	△2,531	32,252
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△987		△987
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△489		△489
自 己 株 式 の 取 得				△500	△500
自 己 株 式 の 処 分				1	1
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△1,476	△498	△1,975
当 期 末 残 高	7,996	12,057	13,253	△3,030	30,276

	その他の包括利益累計額					純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	773	—	△1,149	397	21	32,274
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△987
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失						△489
自 己 株 式 の 取 得						△500
自 己 株 式 の 処 分						1
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	385	△70	652	876	1,844	1,844
当 期 変 動 額 合 計	385	△70	652	876	1,844	△131
当 期 末 残 高	1,159	△70	△497	1,274	1,866	32,143

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 24社

主要な連結子会社名

SMK Electronics Corporation, U.S.A.

SMK Trading (H.K.) Ltd.

SMK Electronics (Dongguan) Co., Ltd.

SMK Electronics (Shenzhen) Co., Ltd.

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 1社

会社等の名称

茨城プレイティング工業(株)

(2) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社の茨城プレイティング工業(株)の決算日は4月30日ですが、連結計算書類の作成に当たっては、3月31日付で仮決算を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)によっております。

製品 売価還元法

仕掛品 主として最終仕入原価法

原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法 連結子会社は主に移動平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産及び使用権資産を除く)

定率法、連結子会社は主に定額法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、当社及び国内連結子会社における主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 10～50年

機械装置及び運搬具 4～10年

工具、器具及び備品 2～6年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、当社及び国内連結子会社において、自社利用のソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

④使用権資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、当社及び国内連結子会社並びに一部の海外連結子会社について、当連結会計年度末以降における支給見込額のうち、当連結会計年度に属する支給対象期間に対応する金額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④役員退職慰労引当金

取締役及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

⑤役員株式給付引当金

取締役及び執行役員への当社株式の交付に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑥買付契約評価引当金

買付約定済みで未購入の棚卸資産について、収益性低下による損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

(4)その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

②重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容は、電気通信及び電子機器等用品の国内及び海外における販売であります。当該製品の販売については、製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売については「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

③重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は「純資産の部」における為替換算調整勘定に含めております。

④ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、当該特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

金利変動により影響を受ける長期借入金利息

ヘッジ方針

当社所定の社内承認を行った上で、借入金利息の金利変動リスクを回避する目的により、金利スワップを利用しております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、

有効性の評価を省略しております。

⑤資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

表示方法の変更

・連結損益計算書

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「雇用調整助成金」は、金額的重要性が減少したため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。なお、前連結会計年度の「雇用調整助成金」は79百万円であります。

会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
減損損失	562

(2)その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

減損の兆候がある資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。回収可能価額は使用価値又は正味売却可能価額により測定しており、使用価値は将来の事業計画により見積もられた将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しております。

②主要な仮定

将来キャッシュ・フロー及び回収可能価額の見積りにおける主要な仮定は、事業計画の基礎となる販売数量及び販売価格の予測並びに割引率であります。販売数量及び販売価格の予測については、販売先が作成した将来発注見込資料や注文書をもとに算定しております。割引率については、金利や資産グループの固有リスクを踏まえて算定しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である販売数量及び販売価格並びに割引率は、見積りの不確実性が高く、事業環境の変化等により当連結会計年度の見積りに使用した仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に減損損失が発生する可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1.担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)担保に供している資産

建物及び構築物	1,208百万円
機械装置及び運搬具	172百万円
工具、器具及び備品	70百万円
土地	295百万円
計	<u>1,748百万円</u>

(2)担保に係る債務

短期借入金	2,183百万円
長期借入金	2,866百万円
計	<u>5,050百万円</u>

2.有形固定資産の減価償却累計額 58,400百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1.当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	7,200,000株
------	------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	659百万円	100円	2023年3月31日	2023年6月28日
2023年10月25日 取締役会	普通株式	329百万円	50円	2023年9月30日	2023年11月28日

(注) 1. 2023年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金4百万円が含まれております。

2. 2023年10月25日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	319百万円	50円	2024年3月31日	2024年6月26日

(注) 2024年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理基準に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を1年ごとに調査し、与信を見直す管理体制としております。投資有価証券である株式は、市場価額の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建債権債務に係る為替の変動リスクを軽減するため、為替予約取引を行っておりますが、外貨建債権債務の範囲内で行うこととしております。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金(原則として5年以内)及びリース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、金利変動リスクを回避するため、デリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等 3. 会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ④ヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い銀行とのみ取引を行っております。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。(※1)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券(※3)			
その他有価証券	2,869	2,869	—
資産計	2,869	2,869	—
(1)長期借入金(※4)	8,163	8,303	140
(2)リース債務	1,502	1,501	△0
負債計	9,665	9,805	140
デリバティブ取引(※5)	△99	△99	—

(※1) 「現金及び預金」「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は949百万円であります。

(※3) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	508

(※4) 長期借入金は、連結貸借対照表において短期借入金として表示しております1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(※5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,794	—	—	2,794
その他	—	—	75	75
資産計	2,794	—	75	2,869
デリバティブ取引				
通貨関連	—	△28	—	△28
金利関連	—	△70	—	△70
負債計	—	△99	—	△99

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2024年3月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	8,303	—	8,303
リース債務	—	1,501	—	1,501
負債計	—	9,805	—	9,805

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

その他はSAFE投資であり、金融商品の価値に影響を与える事象を考慮して、直近の時価を見積もっており、レベル3の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

長期借入金及びリース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む。)、工場・倉庫等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
6,555	13,302

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士等により算定された金額であります。

収益認識に関する注記

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	連結計算書類 計上額
	C S 事業部	S C I 事業部	開発センター	計		
日本	4,552	10,361	386	15,301	11	15,313
中国	7,723	2,106	0	9,830	—	9,830
その他アジア	3,288	4,125	—	7,414	—	7,414
アメリカ	4,296	7,279	—	11,576	—	11,576
その他北米	—	108	—	108	—	108
欧州	725	1,554	—	2,279	—	2,279
顧客との契約から生じる収益	20,586	25,536	387	46,510	11	46,522
外部顧客への売上高	20,586	25,536	387	46,510	11	46,522

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その他部品事業を含んでおります。
 2. 地域別の売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社では、国内及び海外の顧客に対して、電気通信及び電子機器等用部品を販売しております。履行義務の充足時点については、製品を顧客に引き渡した時点としておりますが、これは、当該時点において製品に対する支配が顧客に移転すると判断できるためであります。ただし、国内の販売については「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。取引の対価は、製品の引渡し後、概ね3か月以内に受領しており、顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。

3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1)契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	13,176
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	13,222
契約負債（期首残高）	224
契約負債（期末残高）	61

契約負債は、主に、顧客との金型の販売契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、181百万円であり、また、当連結会計年度において、契約負債が163百万円減少した主な理由は、収益の認識に伴う取り崩しであります。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末日現在における、注記の対象となる未充足の履行義務はありません。

なお、当社及び連結子会社では、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）第80-22項(1)の定めを適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、注記の対象に含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 5,070円15銭
 2. 1株当たり当期純損失 75円00銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は40,800株であり、1株当たり当期純損失の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は40,917株であります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

損益計算書（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目		金 額	
売上	高価		22,743
売上	原価		20,645
販売費及び一般管理費	総利益		2,097
営業外収益及び受取利息	営業外費用		3,546
営業外収益	営業外費用		1,449
受取利息	受取配当金	1,133	
不動産替	受取配当金	608	
雑	受取配当金	1,173	
営業外費用	受取配当金	64	2,979
支不為	受取配当金		
貸倒引当金	受取配当金	114	
雑	受取配当金	265	
	受取配当金	1,721	
	受取配当金	59	2,161
経別	常利		630
特	益		
固	産		
投	証		
資	券	179	
有	売	222	401
価	却		
損	却		
資	却	0	
損	却	236	
損	却	340	576
係	除		
会	損		
社	損		
株	損		
式	損		
評	損		
価	損		
損	損		
失	損		
引	失		805
前	失		
当	失		
期	失		
純	失		
損	失		
失	失		
税	失		111
引	失		
法	失		
人	失		
税	失		
、	失		
住	失		
民	失		
税	失		
及	失		
び	失		
事	失		
業	失		
税	失		279
額	失		
失	失		
失	失		
失	失		
失	失		1,196

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金
当 期 首 残 高	7,996	12,057	—
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 損 失			
自 己 株 式 の 取 得			
自 己 株 式 の 処 分			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	7,996	12,057	—

	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		
当 期 首 残 高	1,306	7,145	△2,475	26,030
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△989		△989
当 期 純 損 失		△1,196		△1,196
自 己 株 式 の 取 得			△498	△498
自 己 株 式 の 処 分			1	1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—
当 期 変 動 額 合 計	—	△2,186	△496	△2,683
当 期 末 残 高	1,306	4,959	△2,971	23,347

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算差額等 合計	
当 期 首 残 高	752	—	752	26,783
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			—	△989
当 期 純 損 失			—	△1,196
自 己 株 式 の 取 得			—	△498
自 己 株 式 の 処 分			—	1
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	399	△70	329	329
当 期 変 動 額 合 計	399	△70	329	△2,353
当 期 末 残 高	1,152	△70	1,082	24,429

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	配当平均積立金	退職積立金	土地圧縮積立金	建物等圧縮積立金
当 期 首 残 高	550	370	83	11
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 損 失				
建 物 等 圧 縮 積 立 金 の 取 崩				△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△0
当 期 末 残 高	550	370	83	10

	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
当 期 首 残 高	2,265	3,864	7,145
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		△989	△989
当 期 純 損 失		△1,196	△1,196
建 物 等 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		0	—
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)		—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	△2,185	△2,186
当 期 末 残 高	2,265	1,679	4,959

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)によっております。

製 品 売価還元法

仕 掛 品 材料費については最終仕入原価法、労務費・経費については実際発生額の合計額であります。

原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 15～50年

構築物 10～50年

機械及び装置 8年

車両運搬具 4年

工具、器具及び備品 2～6年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、当事業年度末以降における支給見込額のうち、当事業年度に属する支給対象期間に対応する金額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5)役員退職慰労引当金

取締役及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。

(6)役員株式給付引当金

取締役及び執行役員への当社株式の交付に備えるため、内規に基づく当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(7)買付契約評価引当金

買付約定済みで未購入の棚卸資産について、収益性低下による損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容は、電気通信及び電子機器等用品の国内及び海外における販売であります。当該製品の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売については「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。なお、製品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1)ヘッジ会計の方法

a ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、当該特例処理によっております。

b ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

金利変動により影響を受ける長期借入金利息

c ヘッジ方針

当社所定の社内承認手続を行った上で、借入金利息の金利変動リスクを回避する目的により、金利スワップを利用しております。

d ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(2)退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3)資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(4)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

表示方法の変更

・損益計算書

前事業年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「雇用調整助成金」は、金額的重要性が減少したため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。なお、前事業年度の「雇用調整助成金」は37百万円であります。

会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
減損損失	236

(2)その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」に記載した内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1.担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)担保に供している資産

建物	1,183百万円
構築物	25百万円
機械及び装置	172百万円
工具、器具及び備品	70百万円
土地	295百万円
計	<u>1,748百万円</u>

(2)担保に係る債務

一年内返済予定の長期借入金	2,183百万円
長期借入金	2,866百万円
計	<u>5,050百万円</u>

2.有形固定資産の減価償却累計額 25,409百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

3.関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	15,488百万円
短期金銭債務	1,695百万円

なお、区分掲記したものについては除いております。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高	7,189百万円
売 上 原 価	7,569百万円
販売費及び一般管理費	159百万円
営業取引以外の取引高	1,469百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	846,508株
------	----------

税効果会計に関する注記

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

棚卸資産評価損	43百万円
賞与引当金	113百万円
関係会社株式評価損	1,367百万円
関係会社出資金評価損	31百万円
貸倒引当金	1,135百万円
減損損失	323百万円
繰越欠損金	603百万円
その他	567百万円
繰延税金資産小計	4,186百万円
評価性引当額	△4,122百万円
繰延税金資産合計	63百万円

繰延税金負債

前払年金費用	△606百万円
土地圧縮積立金	△36百万円
建物等圧縮積立金	△4百万円
その他有価証券評価差額金	△494百万円
その他	△16百万円
繰延税金負債合計	△1,159百万円
繰延税金負債の純額	△1,095百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社はグループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	SMK Electronics Corporation, U.S.A.	所有 直接100.0	当社製品の販売 役員の兼任	売上 (注)1	2,417	売掛金	1,992
子会社	SMK Manufacturing, Inc.	所有 間接100.0	同社製品の購入 資金の援助	資金の貸付 (注)2 利息の受取 (注)2	1,009 174	短期貸付金 流動資産 その他	3,558 62
子会社	SMK Electronics (Europe) Ltd.	所有 直接100.0	当社製品の販売 資金の援助 役員の兼任	売上 (注)1	202	売掛金	654
子会社	SMK Electronics (H.K.) Ltd.	所有 直接100.0	当社製品の販売 資金の援助	資金の貸付 (注)2 利息の受取 (注)2	3,424 215	短期貸付金 流動資産 その他	1,438 3
子会社	SMK Electronics (Dongguan) Co., Ltd.	所有 間接100.0	同社製品の購入	仕入 (注)1	3,813	買掛金	603
子会社	SMK Electronics (Shenzhen) Co., Ltd.	所有 直接100.0	当社製品の販売 同社製品の購入 役員の兼任	仕入 (注)1	1,024	買掛金	640

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	SMK Electronics Int'l Trading (Shanghai) Co., Ltd.	所有 間接100.0	当社製品の販売 役員の兼任	売上 (注)1	1,782	売掛金	796
子会社	SMK Electronics (Malaysia) Sdn.Bhd.	所有 直接100.0	当社製品の販売 同社製品の購入 資金の援助	売上 (注)1 資金の貸付 (注)2 利息の受取 (注)2	436 2,090 92	売掛金 短期貸付金 流動資産 その他	667 1,665 93
子会社	SMK Electronics (Phils.) Corporation	所有 直接100.0	同社製品の購入 資金の援助	資金の貸付 (注)2 利息の受取 (注)2	822 51	短期貸付金 流動資産 その他	832 22
子会社	昭和エンタプライズ(株)	所有 直接100.0	リース契約の締結 資金の援助	資金の貸付 (注)2 利息の受取 (注)2	1,300 13	短期貸付金 流動資産 その他	1,300 2

(注) 取引条件及び取引条件への決定方針等

1. 市場価格、総原価を勘案して取引価格を決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

収益認識に関する注記

・顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、国内及び海外の顧客に対して、電気通信及び電子機器等用部品を販売しております。履行義務の充足時点については、製品を顧客に引き渡した時点としておりますが、これは、当該時点において製品に対する支配が顧客に移転すると判断できるためであります。ただし、国内の販売については「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。代理人として行われる取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で取引価格を算定しております。取引の対価は、製品の引渡し後、概ね3か月以内に受領しており、顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,845円03銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 183円04銭 |

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は40,800株であり、1株当たり当期純損失の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は40,917株であります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

S M K 株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石田大輔
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤武男
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、S M K株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S M K株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

S M K 株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石田大輔
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤武男
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SMK株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家として

の判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第102期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

S M K 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役(社外) 福井盛一 (印)

監査役(社外) 中島成 (印)

監査役(社外) 西村文男 (印)

以 上